

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和6年4月12日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

請求人は、主たる精神障害の治療を継続して6か月を受けていないとして不承認になったが、診断書を記入した精神科に通院できない期間は、妄想が悪化しており、それが原因となった脊椎圧迫骨折で入院しており、入院先の○○病院にて○○医師から統合失調症の治療を受けていたためである。

また、精神疾患（機能障害）の状態の判断は、長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とするとあるが、原則とするということは、例外が存在することを示唆している。

請求人は、病状により服薬ができない状況が継続しているという正当な理由があるにも関わらず、障害の状態を判定せずに非該当とするのは間違っている。障害の状態や医師の診断書を軽視し、また、主治医の聞き取りなども十分に行わず、通知文内の原則に固執して出した審査結果であり杜撰なものである。

A.Iではなく人間が審査しているのだから、個別のケースに対して、

原則に囚われすぎず、何を目的とした制度なのかを考え、不明な点は想像で判断するのではなく、診断書を書いた主治医に質問するなど人間にしかできない対応を期待する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 1月28日	諮問
令和7年 5月16日	審議（第100回第1部会）
令和7年 6月17日	審議（第101回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができると定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨規定している。

法45条2項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2の表のとおり規定している。

(2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）によれば、手帳の

障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認及び④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われるとされている。

そして、このための情報は、初診日から6か月以上経過した時点の診断書から得るものであるとされている（「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）・I）。

また、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。）によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており（留意事項2・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」し（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

そして、能力障害（活動制限）の状態の判定は、「治療が行われていない状態で判断することは適当ではない」、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（留意事項3・(3)）。

- (3) 法45条1項の規定による認定の申請の際に提出する書類として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則23条2項1号が医師の診断書（初めて医師の診療を受けた日から起算して6月を経過した日以後における診断書に限る。）を掲げていることから、上記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般に基づき、客観的になされるべきものである。
- (4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、上記(2)の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解される。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、精神障害として「統合失調症（ＩＣＤコードF20）」を有することが認められる（別紙1・1及び3）。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており（留意事項2・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」し（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

イ これを本件についてみると、処分庁は、請求人が○○精神医療センター（以下「本件センター」）における投薬治療を再開してから約1か月後の令和6年2月26日に本件診断書が作成されたことを捉え、請求人は「長期間の薬物治療下」にあったということはできないとして、請求人の精神疾患（機能障害）についての判断を行うことは適当ではなく、障害等級非該当であると判断している。

しかし、本件診断書によると、請求人は小学○年時、不登校を機に精神科を複数受診していた。令和5年夏から幻聴が出現し、同年5月より本件センターを自ら受診していたが、服薬はできず、同年10月で中断した。以後、失踪やコンセントに指をつっこむなど行動化がみられ、令和6年2月、○○病院に入院し、退院後、本件センターへの通院を再開しているとされている（別紙1・3）。上記の記載及び請求人の主張（第3）からは、少なくとも令和5年5月以降は、各医療機関において請求人の精神疾患の治療が断続的に行われていたことが読み取れる。

以上のような治療の経緯に加え、短期間に病状の急激な変化など

特段の事情も認められないことも併せて考えると、本件センターへの通院を再開した後の期間のみを捉えて「長期間の薬物治療下」にあつたといえないとして判定を控えることは、期間の算定において形式的に過ぎ、本件で考慮すべき事情を考慮していないといわざるを得ない。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定に当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」とされ（留意事項3・(2)）、その判断は、「治療が行われていない状態で」行うことは「適當ではな」く、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

イ これを本件についてみると、処分庁は、請求人は「十分に長期間の薬物治療下における状態」にあつたとはいえないため、請求人の能力障害（活動制限）を判定することはできず、障害等級には非該当であると判断している。

しかし、上記(2)・イのとおり、かかる処分庁の判断は、投薬治療の期間の算定において考慮すべき事情を考慮していないといわざるを得ない。

(4) 当審査会の判断

上記(2)及び(3)のとおり、本件申請に至るまでの請求人の事情を鑑みれば、本件申請時点の医学的な状態に基づいた客観的な判断が求められるべきであるところ、請求人の疾患及び日常生活の状態について十分な調査検討が行われているとはいえないから、本件処分は取消しを免れない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）